

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標	<p>ヌエバ・ビスカヤ州の有機・減農薬農産物生産者の生計向上。</p> <p>対象農家 100 世帯のうち、積極的に出荷を行った約半数の農民は、事業開始後 2 年半（2014 年 8 月 31 日現在）で農業年収を約 1.8 倍に増加させ、これら農家は、増加した収入により、借金の返済が可能になったり、子どもの教育費を増加させたりすることが可能になった。(3)一カに詳述。</p>
(2) 事業内容	<p>本事業は、ルソン島北部に位置するヌエバ・ビスカヤ州の山間部において、貧困農家を受益者とし、有機農法技術の普及および有機農産物の流通を支援する。これにより、貧困農家の農業収入向上に寄与し、長期的には地域の貧困削減に繋げることを目的としている¹。</p> <p>2014 年 8 月末時点で、本事業は事業目的の達成に向けて順調に推移している。事業対象村、裨益者数はそれぞれ 11 村、103 名となり、裨益者である農民は有機農法技術や農業省の有機認証基準についての研修を受講し、農産物の生産量と品質を向上させている。</p> <p>販路については、事業 1、2 年次に実施された綿密な市場調査に基づいて州内外に複数の安定的販路を確立した。事業開始から 5 カ月の間に実施されたマーケティング活動を通して対象農家が売り上げた有機農産物の総量は 13.6 トン、得た収入は合計 471,665 ペソ（約 110 万円程度）である。積極的に出荷を行った約半数の農民は、一人あたり平均約 1 万ペソ（約 2 万 4 千円）の収入を得た計算になる。</p> <p>政府機関とは良好な信頼関係を築いており、ルソン島内で農業省や産業貿易相、州政府が実施するほとんどの有機農業や農業関係のイベントに招かれ参加している。5 月には在フィリピン米国大使館での販売イベントに、8 月にはマニラのアラバンにおいて「Nueva Vizcaya goes to Alabang」という販売イベントに参加し、本事業及びヌエバ・ビスカヤ産有機農産物の知名度向上に貢献した。</p> <p>生産・販売者組織は、フィリピン農業省による有機農業コンペ（National Organic Agriculture Achievers Award 2014）に応募したところ州代表に選出され、北部ルソン地域（5 州）も一位通過し、全国大会入賞候補として現在選考結果を待っている。同組織の活動については、7 月には ABS-CBN というテレビ局でも特集され、ルソン島中北部で放送される等、事業対象地は有機野菜の生産地として全国的に注目を集めはじめている。</p>

¹ 本事業は、フィリピン国別援助方針の重点分野（中目標）である「脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定」に沿うものであり、開発課題 2-2（小目標）「食糧安全保障」における対応方針「ポストハーベスト加工・流通過程の改善・近代化」や「アグリビジネス等を支援」にも一致している。

<p>(3) 達成された効果</p>	<p>事業3年次中間報告時(2014年8月31日時点)までに達成された効果は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 生産・販売者組織の強化</p> <p>【指標】平成24年度に設立した有機農産物の流通・販売を行う生産・販売者組織につき、</p> <p>①各地域でリーダーとしての役割を担う農民メンバー²40世帯以上が育成される。</p> <p>②同組織が事業終了後自立するために必要な、栽培計画や買付け方法等について定めたビジネス計画や運用マニュアルが整備される。</p> <p>【進捗】予定通り進捗している。</p> <p>①2014年8月末時点での農民メンバーは29名である。その他に30名以上候補者があり、事業終了までに正式メンバーとして育成、統合する予定である。</p> <p>②事業2年次に整備されたビジネス計画、運用マニュアルともに、定期的に見直し改訂している。</p> <p>イ) 参加型有機認証制度実行委員、認証委員の能力が向上する。</p> <p>【指標】</p> <p>①参加型有機認証制度の各委員会を率いる実行委員、認証委員の能力向上を目指した研修が実施され、研修参加者はフィリピン国農業省が定めるフィリピン有機農業法(Organic Act 2010)に沿った参加型認証制度について正しい知識を身に付ける。</p> <p>②農場検査員の認定に筆記試験等を課す等、検査の質を保持するシステムが確立する。</p> <p>【進捗】予定通り進捗している。</p> <p>①2014年4月から5月にわたり農業省の協力を得て参加型有機認証制度に関する研修を複数回実施し、研修に参加した実行委員および農民71名はフィリピン有機農業法および参加型認証制度に関する正しい知識を身に付けた。</p> <p>②農民を検査員として登用する際に遵守すべきガイドラインの作成を開始した。</p> <p>ウ) 事業対象地において農家の有機農業技術・マーケティングに係る技術・知識が向上する。</p> <p>【指標】³</p> <p>①対象農家約100世帯全員が研修に参加し、そのうち生産者リーダーとして選出された40世帯が有機農業生産技術の指導員として残り60世帯の農家に知識・技術を伝播する。</p> <p>②対象農家は、ズッキーニやチェリートマト等商品価値の高い農産物の栽培方法を習得する。</p> <p>③対象農家は選別等の品質管理や梱包、マーケティングに必要なスキルを身に付ける。</p>
--------------------	---

² 農民メンバーは以下すべての基準を満たす必要がある：①上記6(ウ)の有機認証検査に合格した者、②週次朝市に最低6週連続で出荷した実績を持つこと、③週次朝市への出荷を1ヵ月以上無断で停止した経歴がないこと。

³ 同「達成された効果」について、本事業3年次事業概要に記載された指標①に加え、有機農業技術・マーケティングに係る技術・知識の向上をより具体的に測るため、上記のとおり指標②と③を追加した。

【進捗】 予定通り進捗している。

①2014年8月末までに、対象農家103世帯全員が有機農業技術に係る研修に参加した。上記(ア)のとおり、103名のうち29名は生産・販売者組織メンバーとなり、各々の地域で生産や集荷、品質管理等においてリーダーとして他の農民を指導している。

②対象農民が有機農法によって栽培できる高価値の農産物はブロッコリーやカリフラワーのみに限られていたが、2014年9月時点では日本のキュウリ、チェリートマト、ズッキーニ等の高価値の農産物を20種類以上栽培できるようになった。

③対象農家は、農産物を効率よく出荷するために必要な選別や梱包等の研修を受け、知識と技術を習得した。

エ) 対象州内外において、有機・減農薬農産物の新たな販路が発掘される。**【指標】**

①生産・販売者組織が行う販売活動の頻度が、事業3年次には週2回以上に増え、常連顧客を中心に戸別宅配が開始される。

②有機高原野菜の競合が少ないルソン島北部の都市においてもマーケットが開拓される。

【進捗】 予定より進捗している。

①2014年3月26日から2014年8月31日の期間における販売場所・頻度は以下のとおりであり、目標を大きく上回っている。

- ヌエバ・ビスカヤ州内：週6日
- 州外（マニラ）：週1日
- 州外（サンチアゴ）：週1日

戸別宅配は事業2年次に半年近く実施したが、手間とコストがかかる割に、大量に農産物を掃くことができないことが明らかになったため、都市部での販売に切り替えた。

②上記のとおり、北部の都市サンチアゴにおいてもマーケットを開拓し、週次販売を行っている。

オ) 持続的な支援体制づくりに向けた地方自治体、関連機関と対象生産者との連携が制度化される。**【指標】**

①必要な資金、人材、活動が各町・村議会の次年度の年間投資・活動計画に盛り込まれる。

②地方自治体、関連機関と対象生産者との定期会合が4回（4半期に一度）開催される。

【進捗】 予定通り進捗している。

①対象4町それぞれにおいては、有機農業振興に必要な研修費用と活動が「年間活動計画」に組み込まれ予算化されているため、研修やイベント等における協力・連携はスムーズに行われている。農業省においても有機農産物の認証に係る研修が予算化されており、本事業の裨益者は同研修を受講した。

②事業1, 2年次に引き続き、対象4町の農業担当官や州政府農業課、農業省等との関係機関とは、有機認証委員会の会議や現場検証、生産・販売者組織の会合等で、毎月1回以上の頻度で会議や情報交換を実施している。

	<p>力) 有機・減農薬農産物からの収益により、対象生産者の農業総収入が向上する。</p> <p>【指標】 2015年3月までに、事業1年次開始前(2012年3月以前)と比して対象生産者の主たる有機・減農薬農産物収入が2倍に、また、それらを含む農業総収入が少なくとも1.5倍に増加する。</p> <p>【進捗】：予定通り進捗している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象農家100世帯のうち、積極的に出荷を行った約半数の農民は、事業開始後2年半(2014年8月31日現在)で農業年収を約1.8倍に増加させた(年収平均2万1千ペソ≒約5万円→3万7千ペソ≒約8万6千円)。(なお、2012年に当団体が実施した調査により、対象裨益者のほとんどは、事業開始前には有機農産物の販売を行っていなかったことが明らかになったため、有機農業に限定した収入を事業前後で比較することは困難となった。) ● 本事業で開始した集荷システムにより、対象農民は、かつて負担していた輸送コストを1キロあたり1.3ペソ程度抑え、一回の輸送にかかる時間は約半日から丸一日抑えることができるようになった。 ● 有機農法は労働集約的であるが、化学肥料や殺虫剤等の高額な農薬を一切使用しないため、裨益者のほとんどの農民は現金支出を抑えることができるようになった。
(4) 今後の見通し	<p>上記のとおり、質の良い有機農産物を安定的に生産するための技術指導や、仲買人を介さない直接買い取りと適切な販路開拓により、対象地域の農民は農業収入を向上させている。本事業のインパクトを事業終了後も担保するために、残りの事業期間は生産から販売までの上記システムを持続的なものにするため、対象農家の技術向上と生産・販売者組織の組織強化により注力していく。</p>